

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行		改 正 後	
項 目	頁	項 目	頁
II-3 業務の適切性		II-3 業務の適切性	
II-3-9 本人確認、疑わしい取引の届出義務		II-3-9 取引時確認、疑わしい取引の届出義務	
(中略)		(中略)	
II-2-5-1 意義		II-2-5-1 意義	
<p>保険商品の内容は「普通保険約款」及び「事業方法書」に、料率については「保険料及び責任準備金の算出方法書」に記載されており、新商品の開発、商品内容の変更は、これらの変更を通じて行われている。</p>		<p>保険商品の内容は「普通保険約款」及び「事業方法書」に、料率については「保険料及び責任準備金の算出方法書」(以下、「算出方法書」という。)に記載されており、新商品の開発、商品内容の変更は、これらの変更を通じて行われている。</p>	
(中略)		(中略)	
II-2-6-5-3 再保険に係る方針の開示		II-2-6-5-3 再保険に係る方針の開示	
(1) 生命保険会社		(1) 生命保険会社	
① 保険業法施行規則の別表「規則第59条の2第1項第3号ハ関係(生命保険会社)」の保険契約に関する指標等・第6号から第9号までの開示を行う場合、第三分野保険(規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限る。)については、別途開示を行うものとする。		① 規則の別表「規則第59条の2第1項第3号ハ関係(生命保険会社)」の保険契約に関する指標等・第6号から第9号までの開示を行う場合、第三分野保険(規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限る。)については、別途開示を行うものとする。	
② (略)		② (略)	
(2) 損害保険会社		(2) 損害保険会社	
① 保険業法施行規則の別表「規則第59条の2第1項第3号ハ関係(損害保険会社)」の保険契約に関する指標等・第5号から第8号までの開示を行う場合、第三分野保険(規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限る。)については、別途開示を行うものとする。		① 規則の別表「規則第59条の2第1項第3号ハ関係(損害保険会社)」の保険契約に関する指標等・第5号から第8号までの開示を行う場合、第三分野保険(規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限る。)については、別途開示を行うものとする。	

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>②（略）</p> <p>II-2-6-5-4 監督手法・対応</p> <p>再保険に関するリスク管理について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、<u>法第132条又は法第133条（外国保険会社等）</u>にあつては、<u>法第205条。免許特定法人又は引受社員においては、法第231条又は法第232条。以下同じ。</u>に基づき行政処分を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>II-3-3-6 損害保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>(9) 規則第234条第1項第4号（特定保険契約の場合は、規則第234条の27第1項第1号）関係 次に掲げるような保険会社の信用又は支払能力等の表示を行っていないかどうか。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ <u>保険契約者保護機構</u>の行う資金援助等事業に参加していることの表示を行う場合において、<u>機構</u>の行う資金援助が、一定の条件、限度において実施されるものであり、保険契約が完全に保証されるものではないことを表示しないこと。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>II-3-9 <u>本人確認</u>、疑わしい取引の届出</p> <p>II-3-9-1 意義</p>	<p>②（略）</p> <p>II-2-6-5-4 監督手法・対応</p> <p>再保険に関するリスク管理について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、<u>法第132条又は法第133条</u>に基づき行政処分を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>II-3-3-6 損害保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>(9) 規則第234条第1項第4号（特定保険契約の場合は、規則第234条の27第1項第1号）関係 次に掲げるような保険会社の信用又は支払能力等の表示を行っていないかどうか。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ <u>機構</u>の行う資金援助等事業に参加していることの表示を行う場合において、<u>機構</u>の行う資金援助が、一定の条件、限度において実施されるものであり、保険契約が完全に保証されるものではないことを表示しないこと。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>II-3-9 <u>取引時確認</u>、疑わしい取引の届出</p> <p>II-3-9-1 意義</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>保険会社が本人確認等の顧客管理体制の整備を図るとともに、反社会的勢力への対応を図ることにより、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止することが重要である。</p> <p>Ⅱ-3-9-2 <u>管理体制</u></p> <p>保険契約の不正利用について、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」による本人確認、及び疑わしい取引の届出が適切になされる等内部管理体制が構築されているか。</p>	<p>保険会社が取引時確認等の顧客管理体制の整備を図るとともに、反社会的勢力への対応を図ることにより、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止することが重要である。また、FATF勧告に基づく国際的なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を実効性あるものとするためには、<u>国内のみならず、海外営業拠点における業務についても、これらの対策につき適切な対応を行うための態勢を整備することが求められている。</u></p> <p><u>（注）取引時確認や疑わしい取引の届出においては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（24年10月金融庁）を参考にすること。</u></p> <p>Ⅱ-3-9-2 <u>主な着眼点</u></p> <p>(1) <u>保険会社の業務に関して、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出が適切になされる等内部管理体制が構築されているか。</u></p> <p><u>また、以下のような、厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行う態勢が整備されているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p>① <u>取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引</u></p> <p>② <u>関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引</u></p> <p>③ <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</u></p> <p>(2) <u>海外営業拠点（支店、現地法人等）のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>II-3-9-3 監督手法・対応</p> <p>本人確認等の管理体制について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条に基づき行政処分を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>III-1-4-1 管轄財務局長の権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任</p> <p>生命保険募集人又は損害保険代理店の主たる事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内に所在する場合には、管</p>	<p>① <u>海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行うよう努めているか。</u>  <u>(注)特に、FATF勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。</u></p> <p>② <u>現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行うよう努めているか。</u></p> <p>③ <u>適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に情報提供するよう努めているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>当該国・地域</u></li> <li>・ <u>テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由</u></li> <li>・ <u>テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容</u></li> </ul> <p>II-3-9-3 監督手法・対応</p> <p>取引時確認等の管理体制について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条に基づき行政処分を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>III-1-4-1 管轄財務局長の権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任</p> <p>生命保険募集人又は損害保険代理店の主たる事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内に所在する場合には、管</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>轄財務局長（福岡財務支局長を含む。以下同じ。）に委任した権限は、財務局長の判断により当該財務事務所長又は出張所長に行わせることができるものとする。</p> <p>なお、これらの事項に関する申請書及び届出書等は、管轄財務局長宛提出させるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>Ⅲ－１－８－３ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）</p> <p>法令適用事前確認手続（以下、「<u>ノーアクションレター制度</u>」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用にあたっては必ず様式・参考資料編 Ⅲ. 参考資料 [資料1]「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>Ⅲ－２－７ 標準責任準備金を積み立てない場合の取扱い</p> <p>(1) 責任準備金の積立について、保険会社が規則第69条第4項第4号の規定を適用して保険料積立金及び払戻積立金（以下、「<u>保険料積立金等</u>」という。）の積み立てを行う際は、法第4条第2項第4号に掲げる「<u>保険料及び責任準備金の算出方法書</u>（以下、「<u>算出方法書</u>」という。）」の変更認可（免許時の審査を含む。）申請が必要となるが、当該申請があった場合、以下の点に留意のうえ対応を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>轄財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に委任した権限は、財務局長の判断により当該財務事務所長又は出張所長に行わせることができるものとする。</p> <p>なお、これらの事項に関する申請書及び届出書等は、管轄財務局長宛提出させるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>Ⅲ－１－８－３ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）</p> <p><u>ノーアクションレター制度</u>とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用にあたっては必ず様式・参考資料編 Ⅲ. 参考資料 [資料1]「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>Ⅲ－２－７ 標準責任準備金を積み立てない場合の取扱い</p> <p>(1) 責任準備金の積立について、保険会社が規則第69条第4項第4号の規定を適用して保険料積立金及び払戻積立金（以下、「<u>保険料積立金等</u>」という。）の積み立てを行う際は、法第4条第2項第4号に掲げる<u>算出方法書</u>の変更認可（免許時の審査を含む。）申請が必要となるが、当該申請があった場合、以下の点に留意のうえ対応を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－2－18－4 ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 告示第1条第3項第4号における「これに準ずるものの額」とは、基金の償却に充てることを目的として純資産の部に計上される任意積立金の額(その決算期に積み立てる額を含む。)を指すこととするが、これに該当しているか。</p> <p>(中略)</p>	<p>Ⅲ－2－18－4 ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 告示第1条第4項第3号における「これに準ずるものの額」とは、基金の償却に充てることを目的として純資産の部に計上される任意積立金の額(その決算期に積み立てる額を含む。)を指すこととするが、これに該当しているか。</p> <p>(中略)</p>
<p>Ⅲ－5 意見交換制度</p> <p>Ⅲ－5－1 意義</p> <p>不利益処分(行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。)が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続とは別に、保険会社、生命保険募集人、損害保険代理店、保険仲立人(以下、保険会社等という。)からの求めに応じ、監督当局と保険会社等との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。</p> <p>(中略)</p>	<p>Ⅲ－5 意見交換制度</p> <p>Ⅲ－5－1 意義</p> <p>不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続とは別に、保険会社、生命保険募集人、損害保険代理店、保険仲立人(以下、Ⅲ－5において保険会社等という。)からの求めに応じ、監督当局と保険会社等との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。</p> <p>(中略)</p>
<p>Ⅳ－3－3 特約自由方式等の取扱い</p> <p>(1) 保険会社が、企業分野の保険について、届出をしないで特約を新設し又は変更することができる旨を事業方法書に定めようとする場合には、以下の点に留意して審査することとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 規則第83条第3号ルに規定する総付保台数10台以上の自動車保険契約</p>	<p>Ⅳ－3－3 特約自由方式等の取扱い</p> <p>(1) 保険会社が、企業分野の保険について、届出をしないで特約を新設し又は変更することができる旨を事業方法書に定めようとする場合には、以下の点に留意して審査することとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 規則第83条第3号ルに規定する総付保台数10台以上の自動車保険契約</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>ア. ～ウ. (略)</p> <p>エ. 特約の新設又は変更により、保険料の計算方式を新設又は変更することができる旨を<u>保険料及び責任準備金の算出方法書</u>(以下、このエにおいて「<u>算出方法書</u>」という。)に記載しようとする場合には、当該計算方式が、以下の点に該当し、保険数理上、合理的かつ妥当であって、不当に差別的でないか。</p> <p>(中略)</p>	<p>ア. ～ウ. (略)</p> <p>エ. 特約の新設又は変更により、保険料の計算方式を新設又は変更することができる旨を<u>算出方法書</u>に記載しようとする場合には、当該計算方式が、以下の点に該当し、保険数理上、合理的かつ妥当であって、不当に差別的でないか。</p> <p>(中略)</p>
<p>IV-5 保険数理</p> <p><u>保険料及び責任準備金の算出方法書</u>(以下、「<u>算出方法書</u>」という。)の審査にあたっては、特に以下の点に留意することとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>IV-5 保険数理</p> <p><u>算出方法書</u>の審査にあたっては、特に以下の点に留意することとする。</p> <p>(中略)</p>
<p>V-1 登録事務</p> <p>保険仲立人の登録事務は、関係法令に関する以下の解釈・運用及び下記の手続により行うものとする。</p> <p>V-1-1 登録の申請書</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第287条第1項第3号に規定する取り扱う保険契約の種類は、<u>次のいずれか又は双方</u>とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>V-1 登録事務</p> <p>保険仲立人の登録事務は、関係法令に関する以下の解釈・運用及び下記の手続により行うものとする。</p> <p>V-1-1 登録の申請書</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第287条第1項第3号に規定する取り扱う保険契約の種類は、<u>下記のとおり</u>とする。</p> <p>(中略)</p>
<p>V-6 事業報告書</p>	<p>V-6 事業報告書</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>法第304条に規定する事業報告書の記載要領等は、下記のとおりとする。なお、外国法人の場合は、日本における業務に係るものについて作成するものとする。</p> <p>(1) 規則別紙様式第26号</p> <p>① (略)</p> <p>② 第2面から第3面</p> <p>ア. 「6. 保険募集業務の状況」欄は、当該事業年度に媒介、成約した保険契約の累計数値を記載する。外貨の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>法第304条に規定する事業報告書の記載要領等は、下記のとおりとする。なお、外国法人の場合は、日本における業務に係るものについて作成するものとする。</p> <p>(1) 規則別紙様式第26号</p> <p>① (略)</p> <p>② 第2面から第3面</p> <p>ア. 「6. 保険募集業務の状況」欄は、当該事業年度に媒介、成約した保険契約の累計数値を記載する。外貨の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算する。<u>なお、長期契約とは、保険業法附則第119条第1項に規定する保険契約であって、保険期間が5年以上のもの</u>の累計数値を記載する。</p> <p>(以下略)</p>